# 中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方

## 報告書

平成15年2月13日

### 「中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会」委員

(敬称略)

磯部 雅彦 (東京大学大学院教授)

小幡 純子 (上智大学法学部教授)

片山 善博 (鳥取県知事)

川口 市雄 (静岡県熱海市長)

菅野 俊吾 (岩手県陸前高田市長)

喜多 輝昭 (佐賀県福富町長)

久米 宏毅 (阿漕浦友の会会長)

小峰 カ (日本ライフセービング協会理事長)

清野 聡子 (東京大学大学院助手)

〇成田 頼明 (横浜国立大学名誉教授)

肥田野 登 (東京工業大学教授)

※〇は座長である。役職は委員委嘱当時のものである。

# 目 次

は	じめに		• • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	••••••1
	1.検	討の目的・	• • • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	••••••1
	2.中	期計画の必要性	• • • • •		• • • • • • • • • •	2
	3 .中	期計画の策定に	あたり配慮す	べき事項	• • • • • • • • •	•••••••2
		国民に提供する				
		国と地方の役割	の明確化	•••••	• • • • • • • • • •	
		)政策目標の達成				
	(4	)地域住民等多樣	能な主体とのi	車携の必要性	の明記・	•••••
	(5	)今後の海岸保全	ことはいる国際	マ 理解の形成	•••••	•••••
	4 木	が良め場下係る 報告書の構成		•••••••	• • • • • • • • • •	
	7.4					0
竿	1章	海岸に関わる明	114 と 神田		• • • • • • • • •	
ᄭ	I무		の大人			
竿	2章	海岸保全に関す	トス其木珊今			
		基本理念	のを中圧心	• • • • • • • • • • •		
		基本ほぶ 海岸の保全に				
	2.2	時円の  休主  に	対9 の国C地	クリカ 古り		
给	ე <del>≐</del>	海岸の保全に関	ᇕᆂᇰᇄᆓᇊᇦᇸ	西		
粐	ン早 2 1	は年の体土には	りの以来日代	示		0
	5. I	政策目標の体 )政策目標 <i>(</i> アウ	分 L <b>サ</b> / ト			
	(1	)政東日標 (アワ )アウトカム指標	トリム)・	• • • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	
		実現のための方		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
		各政策目標				•
		)津波、高潮、波》				
		生命・財産につい				
		)必要な情報がと				
		災を軽減するため				
	(3)	)侵食に対する防	護が行われ、	貴重な国土か	「保全される。	•••••12
		)大規模な地震に				
		<b>才産について所</b> 頭				
	(5)	)海岸が持つべき	豊かで美しい	環境が保全・	回復される。	•••••16

	(6)海辺に親しめる環境が充実し、住民の日常生活に潤いが
	感 じられる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
	(7)レジャー・スポーツ、自然体験等、多様な海岸利用を楽しむ
	場が充実する。 ····································
第	4章 政策目標の達成に向けた主要な留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・24
	4.1 広域的 ・総合的な視点からの取組の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1)ハード・ソフトー体となった総合的な防災体制の確立・・・・・・・・24
	(2)総合的な土砂管理対策と連携した取組の推進等 ・・・・・・・・・25
	(3)海岸及びその周辺で行われる様々な施策との連携 ·····・25
	4.2 地域との連携の促進と海岸を大切にする活動の育成 ・・・・・・・25
	(1)生物の生息生育環境と調和した海岸づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2)地域が主体となった海岸における活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(3)海岸における地域の固有の文化の形成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(4)地域特性に応じた海岸利用のルールづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(5)地域住民やNPO等の活動との連携を支援する仕組み等
	の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
	4.3 調査研究及び情報提供の推進 ····································
	(2)海岸に関する情報収集、提供、活用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(3)新たな問題に対応する調査研究の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4 4 子の他 ···································

参考資料

### 1.検討の目的

現行の第6次海岸事業七箇年計画は、津波、高潮、波浪による災害及び全国的に顕在化している海岸侵食に対処するとともに、自然と共生し快適でるおいのある海岸環境の保全と創出を図るため、海岸保全施設及び海岸環境の整備を強力かつ計画的に推進し、もって国土の保全と民生の安定を図るとともに、国民の生活環境の向上に資することを目的として、平成8年に閣議決定された。

さらに、海岸行政においては、平成11年に改正された海岸法に基づき、平成12年に 海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」(以下、海岸保全基本方針」という)を策定し、国民共有の財産として 美しく、安全で、いきいきした海岸』を次世代に継承していくこと」を海岸保全の基本理念として、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図り、これらが調和するよう総合的な海岸の保全を進めているところである。

これらに基づく整備により、防護済人口、面積は増加しているものの、依然として高潮等による被害が発生しているほか、既存の海岸保全施設は、伊勢湾台風等戦後の大災害を契機に緊急に整備されたものが多く、建設後相当の年数を経て施設の老朽化が顕著になりつつある。また、防災分野の情報化の推進や自然環境の保全、身近な海辺空間の整備等、地域住民等多様な主体との連携を一層推進し、地域とともに歩む海岸づくりを進めていくことが必要となっている。

このように、社会資本整備をとりまく経済、社会情勢は、近年めまぐるしく変化しており、投資の効率性や有効性の検証、事業の透明性の確保、国民に対して目標と成果を明確に示す説明責任等の観点から、海岸行政の一層の充実が求められている。

本検討では、このような状況を踏まえ、新しい時代に対応した中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方を明らかとすることを目的としている。

なお、その内容については、現下の経済、社会情勢の変化に適切に対処したものとなるよう 十分に配慮する。

### 2.中期計画の必要性

現在、国や海岸管理者は、平成 12年 5月に国が定めた海岸保全基本方針に基づき、海岸の保全を進めているが、海岸保全基本方針は長期的な海岸保全の基本的な方向性、考え方を示したものであり、この基本方針に即した海岸保全を効率的かつ着実に実現していくためには、整備等の将来的な目標を可能な限り定量的に示すとともに、海岸保全の中期計画(以下、中期計画」といる)として今後5年程度の当面の期間に実現すべき海岸保全の目標とその実現方策を明確にし、これに基づき各年度の施策・事業を進めていくことが必要である。

### 3.中期計画の策定にあたり配慮すべき事項

中期計画では、現下の経済、社会情勢や社会資本整備に対する社会的な要請を踏まえ、以下(1)から(5)の事項を明らかとする。

また、中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方に対して、施策の透明性を確保し、国民の意見を反映することを目的に、パブリックコメント<sup>1</sup>を実施する。

なお、中期計画は、海岸保全をとりまく経済、社会情勢の変化に的確に対応していくため、計画期間中においても、必要に応じて見直すとともに、海岸保全基本方針への反映の必要性の検討を行う

### (1)国民に提供するサービス内容とサービス水準の明示

目標と成果を明確に示す説明責任の観点から、中期計画においては、国民に提供する海岸保全のサービス内容として政策目標 (アウトカム<sup>2</sup> (国民が享受できる便益) を、サービス水準としてアウトカム指標<sup>3</sup>を明示する。

<sup>1</sup> 報告書等の案を公表し、この案に対して国民から提出して頂いた意見 情報を考慮して意思決定 を行う手続き。

<sup>2</sup> 政策等の実施により、サービスを提供した結果として国民にもたらされる効果をいう

<sup>3</sup> アウトカムを具体的に数値化し、指標として具体的に明示したもの。

### (2)国と地方の役割の明確化

海岸の保全は、国と地方が相互に協力して行うものとするが、中期計画においては、政策目標によって、国が施策の実施に最終的な責務を負うものと、地方が主体的に参画して、その実現を図っていくものとを明確にする。

### (3)政策目標の達成に向けた主要な留意事項の明示

政策目標の実現に向け、様々な施策を効率的、効果的に実施していくため の主要な留意事項を明示する。

### (4)地域住民等多様な主体との連携の必要性の明記

整備計画の策定から海岸の管理までのあらゆる段階で、地域住民やN PO 等の多様な主体と連携し、総合的な海岸保全を進めていくことを明記する。

### (5)今後の海岸保全に関する国民理解の形成

アウトカム指標を活用した目標と成果の明示や整備効果の測定、ビジュアルな情報の提供により、海岸保全に関する国民の理解の形成を図る。

### 4.本報告書の構成

第 1章において、海岸に関わる現状と課題を概観し、第 2章にて中期計画の基礎となる海岸の保全に関する基本理念と国と地方の役割を示す。

次に、第3章において、海岸保全の政策目標とその達成状況を計測するアウトカム指標、目標値を明らかにする。また、目標を実現するための方策を明示する。

最後に、第4章において、政策目標の達成に向けた主要な留意事項を示す。

なお、目標に関する具体的数値については、関係機関との調整の後、設定するものとし、本報告書は、中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方に関する枠組みや方向性について提言する。

Non Profit Organizationの略。行政や企業から独立して、社会貢献や慈善活動に従事する非営利組織をいう

#### 第1章 海岸に関わる現状と課題

我が国は、四方を海に囲まれ、入り組んだ複雑な海岸線を有することから、海岸の延長は極めて長く約35,000キロメー HVに及ぶ。また、国土狭あいで平野部が限られている我が国では、海岸の背後に、人口、資産、社会資本等が集積している。

我が国の海岸は、地震や台風、冬期風浪等の厳しい自然条件にさらされており、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等に対して脆弱性を有している。このため、海岸の背後に集中している人命や財産を災害から守るとともに国土の保全を図るため海岸整備が進められてきた。

また、海岸は、単なる陸域と海域との境界というだけでなく、それらが相接する特色ある空間であり、特に我が国の国土は南北に長大で寒冷帯から亜熱帯まで広がっていることから、多種多様な生物が生息・生育する貴重な場であるとともに、美しい砂浜や荒々しい岩礁等の独特の自然景観を有し、我が国の文化・歴史・風土を形成してきた。

一方、海岸は古くから漁業の場や港としての利用がなされるとともに、干拓による農地の開発等も多く行われ、生産や輸送のための空間としての役割を果たしてきた。さらに近年では、レジャーやスポーツ、あるいは様々な動植物と触れ合う場としての役割も担ってきている。

このような中で、防災面では海岸保全施設の整備水準は未だ低く、津波、高潮、波浪等により依然として多くの被害が発生しており、加えて、施設の機能低下や老朽化も進んでいる。また、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡等の様々な要因により海岸侵食が進行してきている。さらに、沿岸部の開発等に伴う自然海岸の減少や自然生態系への負荷の増大に加え、海岸の汚損や海浜への車の乗入れ等無秩序な行為や適正でない行為等により、美しく、豊かな海岸環境が損なわれている。

価値観の多様化や少子 高齢化等が進む中で、今後海岸は、災害に対する安全の一層の向上と良好な海岸環境の整備と保全が図られ、さらに、人々の多様な利用が適正に行われる空間となることが求められている。

#### 2.1 基本理念

海岸は、国土の狭あいな我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息 生育している貴重な空間である。また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、近年の社会情勢及び国民意識の変化に伴い、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

これらのことから、国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するものとする。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。

### 2.2 海岸の保全に関する国と地方の役割

海岸の保全は、国と地方が相互に協力して行うものとする。その際、海岸保全施設の整備については、国が最終的な責務を負いつつ国又は地方公共団体が進めていくものとし、それ以外の日常的な海岸管理については、地方公共団体が主体的かつ適切に進めている。

地方公共団体においては、地域住民やN PO等の多様な主体と連携し、地域の意向に十分配慮した海岸の保全を進めている。なお、国土保全上極めて重要な海岸で地理的条件等により地方公共団体で管理することが著しく困難又は不適当なものについては、国が直接適切に管理する。

また、新・生物多様性国家戦略」による対策の展開等、地球環境の視点や 広域的な視点から保全が必要とされる海岸については、環境担当部局等関係 機関と連携しつつ、国及び地方公共団体が協力して、その環境の保全を図っ ている

### 3.1 政策目標の体系

### (1)政策目標 (アウトカム)

災害からの海岸の防護」と海岸環境の整備と保全」及び 公衆の海岸の適正な利用」を基本的事項として、海岸の保全を進めるにあたっての政策目標 (アウトカム)を表 - 1のように設定する。政策目標は、その達成により、国民にどういう成果がもたらされるか、国民にどのようなサービスが提供されるのかについて、具体的に明示したものである。

表 - 1 政策目標

政策目標 (大項目)	政策目標 (小項目 )
政策目標 〕 人々は、津波、高潮、波浪、 侵食などによる生命・財産・生 活に関する被害が軽減される。	津波、高潮、波浪に対する防護のために必要な施設により、 生命 財産についての所要の安全性が確保 される。 必要な情報が公開 伝達されており、住民 海岸利用者は、被 災を軽減するための適切な行動をとることができる。 侵食に対する防護が行われ、貴重な国土が保全される。 大規模な地震にも耐えて機能を保持する施設により、生命・ 財産について所要の安全性が確保 される。
政策目標 〕 人々は、人の暮らしと自然環境が調和した豊かで美しい海岸環境を享受し、それを後世に伝えることができる。	海岸が持つべき豊かで美しい環境が保全 回復される。 海辺に親しめる環境が充実し、住民の日常生活に潤いが感じられる。 レジャー、スポーツ、自然体験等、多様な海岸利用を楽しむ場が充実する。

所要の安全が確保」されているとは、各地域において、信頼できる実測値や近傍隣地等で気象及 び海象の諸条件が類似した箇所の実測値または気象資料等に基づく推算値等により、適切に想定、 推算した計画外力に対する安全が確保されていることをいう。

### (2)アウトカム指標と目標値

政策目標を実現していくにあたっては、達成状況を計測する指標 (アウトカム指標 )を設定するとともに、国民に提供されるサービス水準として、定量的な目標を明示する。

目標値としては、現状値と併せて、今後5年程度の中期的に達成を図る目標 似下、中期目標」という)を明確にする。

### (3)実現のための方策と投資額

中期目標を実現するための方策を示す。要する費用として投資額を示すことについては、社会情勢等を注視しつつ、必要性を含め検討する。

### 3.2 各政策目標

各政策目標 (アウトカム)について、基本方針、アウトカム指標と目標値、実現のための方策を示す。

アウトカム指標及びその目標値の設定にあたっては、国と地方との役割について、指標の性格により以下の3段階に分類する。

政策目標の実現に、国が主体的な役割を果たすものであり、アウトカム指標及びその目標値は、全国共通とするもの。

政策目標の実現に、国と地方が一体となって取り組むものであり、アウトカム指標は全国共通だが、その目標値は地域特性によるもの (目標値を括弧書きで記述)。

政策目標の実現に、地方が主体的な役割を果たすものであり、アウトカム指標及びその目標値は地域特性によるもの。国はアウトカム指標の例示や現状等を提示する。

なお、政策目標の体系の一覧を図 - 1 - 1及び図 - 1 - 2に示す。

中期目標は、関係機関との調整の後、具体の値を設定するものとし、本報告書においては、中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方に関する枠組みや方向性を示している。

(1)津波、高潮、波浪に対する防護のために必要な施設により、生命財産についての所要の安全性が確保される。

#### 基本方針

現在、防護が必要な海岸のうち、既往の潮位等を考慮して決定した必要な施設の天端高等(以下、所要の安全水準」という)を確保した海岸保全施設の整備は未だ十分ではなく、高潮、波浪等による被害は依然として多い。また、大規模地震の発生に伴う津波による災害への懸念も大きい。このため、今後とも防護の必要な海岸において施設の計画的な整備を一層進める。また、既存の施設について、施設機能の適切な保持を図るため、維持補修を行うことにより耐久性の向上を図るとともに、老朽化等により再整備が必要な施設については、環境や利用に配慮しながら順次更新していく。

これらの対策を通じ、津波、高潮等の災害から、既往の潮位等を考慮して決定した計画高潮位に対して安全性を確保する。

また、水門等は、堤防や護岸とならび重要な防護機能を有するが、津波や 高潮による影響が発生する前に円滑に閉鎖できる体制が整っていないと本来 の機能を発揮できない。そこで、水門閉鎖時間の短縮が図られるよう 自動操 作化等の機能の高度化を進める。

### アウトカム指標と目標値

海岸保全施設の未整備や老朽化などにより、津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の人口・面積が、現状で人口390万人、面積15万 haであるものを、将来的には概ね解消することを目指しながら、人口 万人、面積 haと現状のおよそ1/ 程度とすることを中期的な目標とする。

### 実現のための方策

以上の目標を達成するため、中期的な具体的方策として、未整備地区における海岸保全施設の新設整備(地区、 kmで実施)、暫定施設の早期完成や老朽化施設の更新(地区、 kmで実施)、水門等の機能の高度化(地区で実施)を行う

政策目標 (大項目 )	.人々は津波 高朝 波浪 侵食などこよる生命 財産	全生活ご関する	差が軽減される。	
政策目標(小項目) 津波、高潮、波浪に対する防護のために必要な施設により、生命 財産に いての所要の安全性が確保される。				
	現在、防護が必要な海岸のうち、所要の安全の整備は未だ十分ではなく、高潮、波浪等によた、大規模地震の発生に伴う津波による災害へ後とも、海岸保全施設の計画的な整備を進め、を目指しながら、生命・財産についての所要の安	る被害は依然 の懸念も大きい 将来的には概	として多い。ま 1。 このため、今 ね解消すること	
アウトカム指標	アウトカム指標	中期目標	現状	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の人口 面積	万人 ha 現状の1/	3 9 0万人 15万 ha	
日代示但	既存施設の機能が不十分なため、危険度が 残る人口 ·面積	万人 ha 現状の1/	1 4 0万人 5万ha	
	水門閉鎖時間など津波等に備える準備が完 了するまでの時間が不十分な地区数 割合	地区 %	1 8 0地区 17%	
未整備地区における海岸保全施設の新設整備 ・海岸保全施設の新設( 地区、 kmで実施) 機能が不足する海岸保全施設の効果的な整備 暫定施設の早期完成、老朽化施設の更新( 地区、 kmで実施 水門等の機能の高度化 ・水門等の閉鎖時間の短縮が必要な地区における水門等の機能の高度 ( 地区で実施)				

### 整備イメージ】









久保田海岸 (佐賀県久保田町)







陸閘の自動化

名古屋港海岸 愛知県名古屋市)

代表整備予定箇所

県 村 海岸 県 町 漁港海岸 県 町 海岸 県 市 港海岸 (2)必要な情報が公開・伝達されており、住民・海岸利用者は被災を軽減するための適切な行動をとることができる。

#### 基本方針

津波、高潮対策については、施設の整備によるハート面の対策だけでなく適切な避難のための迅速な情報伝達等ソフト面の対策も併せて講じる必要がある。特に、過去に甚大な津波災害を受けた以今後もその可能性が高いと考えられる地域、及び高潮災害に対する危険性が高いと考えられる地域については、堤防、津波防波堤等の海岸保全施設の整備だけでなく、危機管理の観点から、地域と協力した防災体制の整備や避難地の確保等のソフト面の対策も組み合わせた総合的な対策を行うよう努める。

住民・海岸利用者に公開すべき情報としては、想定される津波や高潮による 浸水域等を表したハザードマップ の作成により、災害危険度情報を共有する ことが有効である。そのため、津波や高潮のハザードマップについては、今後 積極的に技術開発を進めるとともに、その知見を踏まえ、地方公共団体におけ る作成を促進していくこととする。

また、迅速な避難及び情報伝達の観点から、海岸危機管理機能高度化事業の推進、安全情報伝達施設の整備、津波・高潮防災ステーションの整備等により、海岸の危機管理機能の高度化を図っている。

### アウトカム指標と目標値

八ザードマップが必要な地区において作成されていない地区数割合を、津波を対象として地区(%)高潮を対象として地区(%)とすることを中期的な目標とする。また、安全情報伝達施設等の海岸の危機管理機能に資する情報施設等が必要な地区において整備されていない地区数割合を、

地区(%)とすることを中期的な目標とする。

なお、目標値については、地域特性を考慮して設定する。

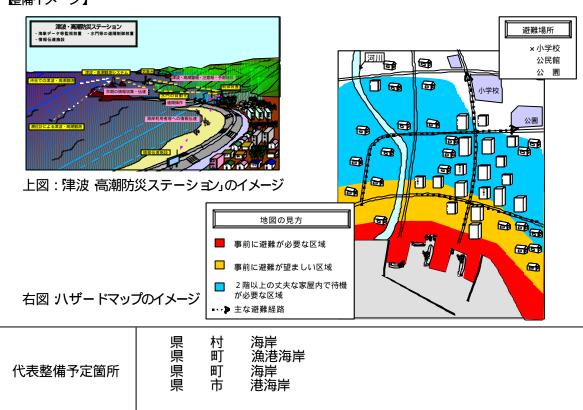
### 実現のための方策

以上の目標を達成するため、中期的な具体的方策として、津波ハザードマップの作成を 地区、高潮ハザードマップの作成を 地区で実施するととも に、海岸危機管理機能高度化事業の推進、安全情報伝達施設の整備、津波・高潮防災ステーションの整備を 地区で実施する。

本報告書においては、災害による浸水想定区域を示した地図を基に、避難の手引き等の情報を併記して住民等に配布するものをいう。

政策目標 (大項目 )	.人々は津波 高朝 波浪 侵食などこよる生命 財産	全生活ご関する	建が軽減される。		
政策目標 (小項目 )	必要な情報が公開(伝達されており、住民・海岸利用者は被災を軽減するための適切な行動をとることができる。				
アウトカム指標	津波、高潮対策については、施設の整備によるハード面の対策だけでなく適切な避難のための迅速な情報伝達等ソフト面の対策も併せて講じる必要がある。特に、過去に甚大な津波災害を受けたり、今後もその可能性が高いと考えられる地域、及び高潮災害に対する危険性が高いと考えられる地域については、堤防、津波防波堤等の海岸保全施設の整備だけでなく危機管理の観点から、地域と協力した防災体制の整備や避難地の確保等のソフト面の対策も組み合わせた総合的な対策を行うよう努める。				
	アウトカム指標	中期目標	現状		
目標値	津波や高潮のハザードマップが必要な地区 において作成されていない地区数 割合	津波: 地区 % 高潮: 地区 %	津波 1,500地区 88% 高潮 1,200地区 62%		
	海岸の危機管理機能に資する情報施設等が必要な地区において整備されていない地区数 割合	地区 %	1,000地区		
ハード・ソフト一体となった総合的な防災機能の強化 ・ハザードマップの作成(津波: 地区で実施、高朝: 地区で実施) ・海岸危機管理機能高度化事業の推進、安全情報伝達施設の整備、津波 高潮防災ステーションの整備( 地区で実施)					
整備イメージ】					

#### 整備イメージ】



### (3)侵食に対する防護が行われ、貴重な国土が保全される。

#### 基本方針

我が国では、津波や高潮とならび海岸侵食による災害も発生しており、貴重な国土が失われていく懸念がある。侵食が進行している海岸にあっては、現状の汀線を防護することを基本的な目標とする。 さらに、必要な場合には、汀線の回復を図ることを目標とする。

その際、沿岸漂砂の連続性を勘案し、侵食が進んでいる地域だけでなく砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。また、領土・領海の保全の観点から重要な岬や離島における侵食対策を推進する。

侵食対策としては、施設の整備と併せ、広域的な漂砂の動きを考慮して、養浜や一連の海岸において堆積箇所から侵食箇所へ砂を補給する等構造物によらない対策も含めて土砂の適切な管理を推進する。

### アウトカム指標と目標値

海岸管理者が防護を要するとしている侵食海岸において現状の汀線防護が完了していない延長・割合が、現状で 750km (24%)であるものを、将来的には侵食の進行が概ね解消されることを目指しながら、 km( %)とすることを中期的な目標とする。

また、失われたかつての汀線についても、汀線の回復が必要な地区において回復が図られていない割合が、現状で45%であるものを、 %とすることを中期的な目標とする。

### 実現のための方策

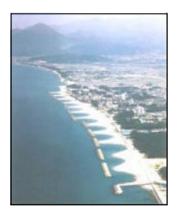
以上の目標を達成するため、中期的な具体的方策として、 kmの海岸において、離岸堤、潜堤、人工リーフ等の設置や養浜による砂浜の保全により現状汀線の防護を図るとともに、かつての汀線の回復のために、 kmの海岸において、養浜等により砂浜の回復を図る。

政策目標 (大項目	1)	.人々は、津波、高朝、波浪(侵食などこよる生命、財産、生活ご関する被害が軽減される。			
政策目標 (小項目	1)	侵食に対する防護が行われ、貴重な国土が保全される。			
		我が国では、津波や高潮とならび海岸侵食による災害も発生しており、 貴重な国土が失われていく懸念がある。侵食が進行している海岸にあって は、将来的には侵食の進行が概ね解消されることを目指しながら、現状の汀 線を防護することを基本的な目標とする。さらに、必要な場合には、汀線の 回復を図ることを目標とする。			
アウトカム指標		アウトカム指標	中期目標	現状	
		侵食海岸において現状の汀線防護が完了していない延長 割合	km	750km	
目標値			%	24%	
		汀線の回復が必要な地区において回復が 図られていない割合	( %)	45%	
実現のための方気	策	広域的な観点に立った総合的な侵食対策 現状汀線の保全対策 離岸堤、潜堤、人工リ 浜の保全)( kmで実施) かつての汀線の回復 養浜等による砂浜の原		や養浜による砂 nで実施)	

### 整備イメージ】







離岸堤の整備による 砂浜の保全









余市海岸 (北海道石狩湾沿岸)

代表整備予定箇所	県県県	村 町 市	海岸 漁港海岸 海岸 港海岸
----------	-----	-------------	-------------------------

(4)大規模な地震にも耐えて機能を保持する施設により、生命 財産について 所要の安全性が確保される。

#### 基本方針

大規模な地震の発生により、海岸保全施設が機能低下した場合には、背後の生命・財産についての所要の安全性が確保できなくなるほか、ゼロメー HV 地帯においては、海岸保全施設の機能低下により、通常の潮位であっても浸水被害、地震水害、が発生する懸念がある。

このため、潮位に比して背後地の地盤高が低いゼロメートル地帯等の地域や三大湾をはじめとする背後に人口。資産が集積した地域にあっては、過去の津波や高潮による災害も十分勘案し、防護の水準や外力について見直しを行い、必要に応じ、施設の耐震性の強化等により高い安全性を確保する。

#### アウトカム指標と目標値

海岸保全施設の耐震化が不十分な施設に防護されている人口 ・面積は、現状で人口 100万人、面積 4万 haであるものを、将来的には概ね解消することを目指しながら、人口 万人、面積 haと現状のおよそ1/ 程度とすることを中期的な目標とする。

なかでも、人口 資産が集積する三大湾をはじめとするゼロメートル地帯においては、大規模地震に対してより高い安全性の確保が求められており、耐震化が不十分なため地震水害の危険度が高い人口 面積が、現状で人口 20万人、面積 1.2万 haであるものを、将来的には概ね解消することを目指しながら、人口 万人、面積 haとすることを中期的な目標とする。

### 実現のための方策

以上の目標を達成するため、 kmの施設 (うちゼロメートル地帯については km)について、耐震性の強化等を目的とした施設の更新等を行う

政策目標 (大項目)	.人々は、津波、高朝、波浪(侵食などこよる生命、財産、生活ご對する被害が軽減される。			
政策目標 (小項目 ) 大規模な地震にも耐えて機能を保持する施設により、生命 財産について 要の安全性が確保される。				
マウ L / +に+亜	大規模な地震の発生により、海岸保全施設かの生命 財産についての所要の安全性が確保で地帯においては、海岸保全施設の機能低下によ水被害 (地震水害)が発生する懸念がある。このることを目指しながら、海岸保全施設が大規模有するよう耐震性を強化し、生命財産の安全性	ごきなくなるほ にり、通常の潮 ため、将来的 関な地震に対し	か、ゼロメートル 位であっても浸 には概ね解消す	
アウトカム指標 	アウトカム指標	中期目標	現状	
目標値	耐震化が不十分な施設に防護されている人 口 面積	万人 ha 現状の1/	1 0 0万人 4万ha	
	ゼロメートル地帯において耐震化が不十分なため、地震水害の危険度が高い人口 面積	万人 ha 現状の1/	20万人 1 . 2万ha	
実現のための方策	海岸保全施設の耐震化 耐震性の強化等を目的とした施設の更新等 ゼロメートル地帯の海岸保全施設の耐震化 耐震性の強化等を目的とした施設の更新等			

#### 整備イメージ】





地震による海岸保全施設の被災状況

神戸港海岸 (兵庫県神戸市 )



上 軟弱地盤上の 変状した堤防の 状況

右 地盤改良工事 の様子



有明海岸 (佐賀県福富町)

県 村 海岸 県 町 漁港海岸 代表整備予定箇所 県 町 海岸 県 市 港海岸

### (5)海岸が持つべき豊かで美しい環境が保全・回復される。

#### 基本方針

海岸は、陸域と海域とが相接する空間であり、砂浜、岩礁、干潟等生物にとって多様な生息生育環境を提供しており、そこには、特有の環境に依存した固有の生物も多く存在している。また、白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観の一部を形成しているところである。

これら海岸の環境容量は有限であることから、海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避すべきであり、また、越波や海岸侵食が周辺の生物環境に与えている影響についても考慮する必要がある。特に、名勝や自然公園等の優れた景観、天然記念物等の学術上貴重な生物の生息生育空間等豊かで美しい環境を有する海岸については、その保全・回復に十分配慮する必要がある。

このため、海浜の整備、侵食対策、砂浜、緑、景観の総合的な保全対策を 進めるとともに、海岸保全施設を設置する場合には、海岸の動植物の生息生 育空間に配慮し、自然と共生する海岸環境の保全・回復を図る。

#### アウトカム指標と目標値

現状において、復元・創出された砂浜の延長・面積 は、500km 2,200h aである。また、対策を講じて維持されている砂浜の延長・面積 は、2,600km、8,800haである。復元・創出された砂浜については km、 haとすることを中期的な目標とする。

後世に残すべき白砂青松等の優れた自然景観の数は、現状で330地区であるものを、 地区とすることを中期的な目標とする。また、保護・回復された貴重な生息生育空間を有する地区数は、現状で470地区であるものを、地区とすることを中期的な目標とする。

なお、目標値については、地域特性を考慮して設定する。

### 実現のための方策

以上の目標を達成するため、中期的な具体的な方策として、海浜の整備(地区、 kmで実施)、侵食対策( 地区、 kmで実施)、砂浜、緑、景観の総合的な保全( 地区で実施)、動植物が生息生育する環境の保全・回復( 地区で実施)を行う

また、既存の施設についても、同様の観点からより適切な施設に作り変えていくこととも十分配慮する。

環境の状況を示す具体的な指標は現状では研究課題であることから、海岸の良好な環境の場を示すと考えられる代表的な指標として、海岸の防護 砂浜は消波効果を有する )や利用 (海水浴に代表される)との調和にも優れた 砂浜」の延長 面積を本報告書では提案した。

政策目標 (大項目 )	. 人々は、人の暮らしと自然環境が調和した豊かで美しい海岸環境を享受し、 それを後世に伝えることができる。				
政策目標 (小項目 )	海岸が持つべき豊かで美しい環境が保全 回	復される。			
アウトカム指標	海岸は、陸域と海域とが相接する空間であり、砂浜、岩礁、干潟等生物にとって多様な生息生育環境を提供しており、そこには、特有の環境に依存した固有の生物も多く存在している。また、白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観の一部を形成しているところである。これら海岸の環境容量は有限であることから、海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避すべきであり、また、越波や海岸侵食が周辺の生物環境に与えている影響についても考慮する必要がある。特に、名勝や自然公園等の優れた景観、天然記念物等の学術上貴重な生物の生息生育空間等豊かで美しい環境を有する海岸については、その保全・回復に十分配慮する必要がある。				
アンドカム和宗	アウトカム指標	中期目標	現状		
目標値	復元 創出された砂浜の延長 面積	km ha	500km 2,200 ha		
	維持されている砂浜の延長・面積	km ha	2,600 km 8,800 ha		
	後世に残すべき白砂青松等の優れた自然 景観の数	地区)	330地区		
	保護 回復された貴重な生息生育空間を有する地区数	地区	470地区		
砂浜の保全 回復 海浜の整備 (地区、 Mmで実施) 侵食対策 (地区、 Mmで実施) 実現のための方策 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一			地区で実施)		
整備イメージ】					
	天橋立 宮津港海岸 (京都府宮津市)	気比の松原 敦賀港海 (福井県			
	ハクセン シオマネキの生息 樋合漁港海岸	ウミガメの羽根坂2			

県 村 海岸 県 町 漁港海岸 代表整備予定箇所 県 町 海岸 県 市 港海岸

樋合漁港海岸 (熊本県松島町) 羽根坂本海岸 (高知県室戸市)

### <u>(6)海辺に親しめる環境が充実し、住民の日常生活に潤いが感じられる。</u>

#### 基本方針

地域社会の生活環境の向上に寄与するため、人々が海辺に親しむことができ、日常生活に潤いが感じられる環境を充実していくことを目標とする。特に、 堤防等によって、海辺へのアクセスが分断されることのないよう 必要に応じ階段の設置等施設の構造への配慮を行うとともに、さらに、親水性を有した階段護岸や緩傾斜堤防等の整備を推進する。その際、高齢者や障害者、子ども等が日常生活の中で海辺に近づき、身近に自然と触れ合えるようにするため、施設のバリアフリー化に努める。

一方、海岸の利用の促進には地域住民等の参画が重要であるため、住民参加型エコ・コースト事業の実施などを通じて積極的に地域住民等が環境や利用の向上に資する活動に参加できる仕組みづくりた、清掃活動やマナー向上活動、里浜づくり等地域との連携を支える仕組みの導入を奨励している。

### アウトカム指標と目標値

人々が海辺に親しむことのできる海岸の地区数割合・延長が、現状で5,400地区、53%、6,700kmであるものを、地区、%、kmとすることを中期的な目標とする。また、砂浜を有する海岸において、バリアフリー化された海岸の割合が、現状で2%であるものを、%とすることを中期的な目標とする。

なお、目標値については、地域特性を考慮して設定する。

また、例えば、住民等が環境や利用の向上に積極的に参加している海岸の地区数 割合をアウトカム指標とし、1,500地区 (14%)である現状値の向上を図る。

### 実現のための方策

以上の目標を達成するため、中期的な具体的方策として、親水性施設の整備や海辺へのアクセスを可能とする施設の整備を 地区、 kmで実施する。また、スロープ、安全施設等の整備によるバリアフリー対策を 地区で行う

政策目標 (大項目)	. 人々は、人の暮らしと自然環境が調和した豊かで美しい海岸環境を享受し、 それを後世に伝えることができる。			
政策目標(アウトカム)	海辺に親しめる環境が充実し、住民の日常生活に潤いが感じられる。			
アウトカム指標	地域社会の生活環境の向上に寄与するため、き、日常生活に潤いが感じられる環境を充実し場所等によって、海辺へのアクセスが分断される。段の設置等施設の構造への配慮を行うとともに護岸や緩傾斜堤防等の整備を推進する。そのが日常生活の中で海辺に近づき、身近に自然施設のバリアフリー化に努める。 一方、海岸の利用の促進には地域住民等の参加型エコ・コースト事業の実施などを通じて利用の向上に資する活動に参加できる仕組みて上活動、里浜づくび等地域との連携を支える仕組みで	ていくことを目ことのないようことのないようことでいない。	標とする。特に、 標とする。特に、 必要に応じ階段 害者、子ども等 さっにするため、 は民等が環境や 活動やマナー向	
• 口+西/方	アウトカム指標	中期目標	現状	
目標値	人々が海辺に親しむことのできる海岸の地 区数 割合 延長	地区 % km	5,400 <sup>‡</sup> 也区 5 3% 6,700 km	
	砂浜を有する海岸において、バリアフリー化 された海岸の割合	( %)	2%	
	例:住民等が環境や利用の向上に積極的に 参加している海岸の地区数割合	-	1,500地区 1.4%	
実現のための方策	親水性を向上させる安全性を持った海岸保全施設の整備 親水性施設の整備や海辺へのアクセスを可能とする施設の整備(地区、kmで実施) 海岸のバリアフリー対策 ・バリアフリー対策 (スロープ、安全施設等の整備)の実施(地区で実施) 地域住民等による環境や利用の向上に資する活動の奨励 清掃活動、マナー向上活動等地域との連携を支える仕組みの導入			

#### 整備イメージ】



熱海港海岸 (静岡県熱海市)



地域住民による 海岸美化活動

竹野海岸 (兵庫県竹野町)



漁業に利用 されている海岸

奥戸漁港海岸 (青森県大間町)



バリアフリーに 配慮した整備

浦港海岸 (兵庫県東浦町)

代表整備予定箇所

県 村 海岸 県 町 漁港海岸 県 町 海岸 県 市 港海岸

### (7)レジャー・スポーツ、自然体験等、多様な海岸利用を楽しむ場が充実する。 基本方針

海岸は、古来より地域社会において祭りや行事の場として利用されており、地域文化の形成や継承に重要な役割を果たしてきた。近年は、人々のニーズも社会のあらゆる分野で高度化、多様化しており、海岸も、海水浴等の利用に加え様々なレジャーやスポーツ、体験活動・学習活動の場及び健康増進や憩いの場などとしての利用がなされてきている。

このため、海岸が有している様々な機能を十分活かし、公衆の適正な利用を確保していくため、海岸・海浜の利用を高める施設の整備を推進するとともに、景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置船等に適切に対処する。

レジャーやスポーツ等の海洋性レクリエーション等による海岸利用に当たり、海岸環境へ悪影響を及ぼさないよう、マナーの向上に向けた啓発活動の推進や地域特性に応じた海岸利用のルールづくりの支援に努める。

### アウトカム指標と目標値

例えば、地先の海岸でレジャーやスポーツを楽しむことのできる地区数・割合、自然体験、環境教育などとして利用されている海岸の地区数・割合をアウトカム指標とし、それぞれ2,300地区(23%)、1,200地区(12%)である現状値の向上を図る。

### 実現のための方策

地域特性を考慮しつつ、人工海浜等の海洋性レクリエーションの拠点となる施設や親水護岸等海岸の多様な利用を支援するための施設の整備を進める。

また、既存の施設についても、人々の適正な利用を確保する観点から、より 適切な施設に作り変えていくこととも十分配慮する。

政策目標 (大項目 )	. 人々は、人の暮らしと自然環境が調和した豊かで美しい海岸環境を享受し、 それを後世に伝えることができる。		
政策目標(アウトカム)	レジャー・スポーツ、自然体験等、多様な海岸	利用を楽しむ	易が充実する。
アウトカム指標 ・ 目標値	海岸は、古来より地域社会において祭りや行う地域文化の形成や継承に重要な役割を果たしても社会のあらゆる分野で高度化、多様化しており加え様々なレジャーやスポーツ、体験活動・学習いの場などとしての利用がなされてきている。このため、海岸が有している様々な機能を十を確保していくため、海岸海浜の利用を高めるに、景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置レジャーやスポーツ等の海洋性レクリエーシリ、海岸環境へ悪影響を及ぼさないよう、マナ推進や地域特性に応じた海岸利用のルールづくアウトカム指標  例 地先の海岸でレジャーやスポーツを楽しむことのできる地区数割合	きた。近年は り、海岸も、海 習活動の場及で 分活かし、公 施設の整備を 置船等に適切は ・ョン向上に向	人々のニーズ 水浴等の利用に が健康増進や憩 衆の適正な利用 推進するととも 対処する。 海岸利用に当た オた啓発活動の
	例:自然体験、環境教育などの場として利用されている海岸の地区数割合	-	1,200 <sup>±</sup> 也区 1 2%
実現のための方策	海岸・海浜の利用を高める施設の整備 ・人工海浜等の海洋性レクリエーションの拠点となる施設の整備・親水護岸等海岸の多様な利用を支援するための施設の整備		

### 整備イメージ】





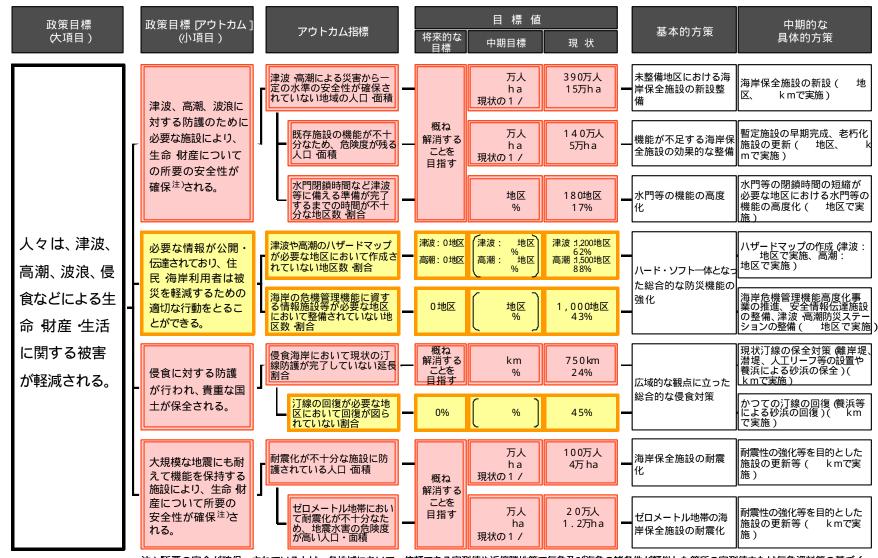
環境教育活動 窪川海岸 高知県窪川町 ) 海を渡る祭礼 青島漁港海岸 宮崎県宮崎市 )





ガタリンピック 七浦海岸(佐賀県鹿島市) マリンスポーツ 箱崎漁港海岸(岩手県釜石市)

代表整備予定箇所	県 村 県 町 県 市	海岸 漁港海岸 海岸 港海岸
----------	-------------------	-------------------------



注)所要の安全が確保」されているとは、各地域において、信頼できる実測値や近傍隣地等で気象及び海象の諸条件が類似した箇所の実測値または気象資料等の基づく 推算値等により、適切に想定、推算した計画外力に対する安全が確保されていることをいう。

図 - 1 - 1 政策目標の体系 (その1)

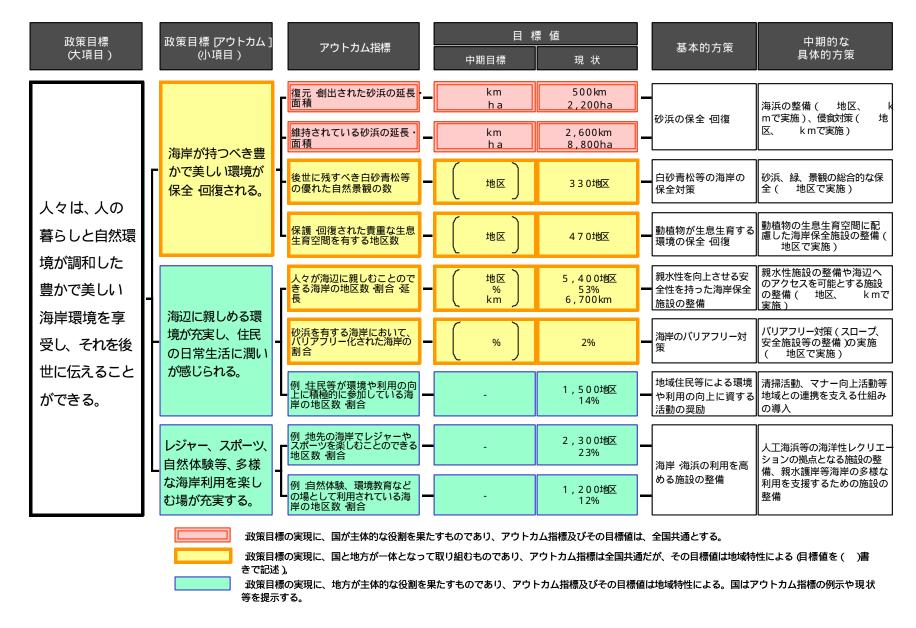


図 - 1 - 2 政策目標の体系 (その2)

#### 第4章 政策目標の達成に向けた主要な留意事項

今後の海岸保全は、経済・社会情勢の変化に一層的確に対応しつつ、国民本位 成果重視の施策を展開していくために、本章に掲げる事項に留意しながら、政策目標の実現に向けて行政・地域が一丸となった広範な取組を進める。

### 4.1 広域的 総合的な視点からの取組の推進

一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的総合的な視点からの取組を推進する。

### (1)ハード・ソフトー体となった総合的な防災体制の確立

これまでの海岸保全は施設の整備による防護水準の向上に重点が置かれ、その結果全国の海岸における安全水準は着実に向上してきた。しかし、地域によっては、想定される大規模な津波・高潮に対して海岸保全施設が未だ十分な安全水準を提供し得ない場合があるほか、想定以上の津波・高潮が来襲し、施設が機能しない場合もある等、津波・高潮の災害に対して海岸保全施設のみで対処することには限界がある。

今後の海岸における防災においては、災害に対する安全の確保のために、 想定される外力と海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況等に基づいて的確な被災の想定を行い、海岸保全施設によって防護するハード面での対策と、迅速な避難等災害時の対応方法に関する情報伝達や防災体制の強化等によるソフト面での対策とが一体となった総合的な対策を推進する。

具体的には、機能低下が顕著な海岸保全施設の大規模な改修や耐震強化を実施するとともに、海岸保全施設に関する基礎的情報の蓄積・開示、津波・高潮ハザードマップの作成支援、防災情報提供体制の整備、地域住民やNPO等と連携した地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及のための活動支援等を強化し、関係地方公共団体と協力して、ハード・ソフトー体となった総合的な防災体制の確立を図る。船舶の座礁や油流出事故等が発生した場合についても、関係する行政機関と緊密な連携を図り、海岸の保全やその周辺環境に支障が生じないよう適切に対応する。

また、連たんする背後地を一体的に防護する必要があることから、海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的計画的な施設整備を推進する。

### (2)総合的な土砂管理対策と連携した取組の推進等

海岸侵食は、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支のバランスが崩れることによって発生することから、抜本的に対応していくため、関係する機関と連携して、海岸地形のモニタリングを行うとともに、沿岸漂砂による土砂の収支が適切となるよう構造物の工夫やサンドバイパスによる土砂の融通等を含む取組や、海岸部への適切な土砂の供給が図られるよう総合的な土砂管理対策と連携した取組を進める。

また、海岸防災林の造成・整備を行う台山事業と連携して、飛砂・潮風等の被害の防止に努めるとともに、近年、洪水や高潮等により広範囲に大規模な流木等が海岸に漂着し、海岸の保全に支障が生じていることから、こうした問題に対しても適切に対応する。

### (3)海岸及びその周辺で行われる様々な施策との連携

海岸は、海と陸が接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を 秘めている。海岸の有する特性をさらに広く適切に活用していくため、広域的 な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習 活動の推進、健康の増進、自然との共生の促進及び観光振興への寄与等の ため、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

### 4.2 地域との連携の促進と海岸を大切にする活動の育成

海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくためには、海岸の特性や地域の意向に十分配慮するとともに、地域の人々との連携を図り、地域の実態に即した海岸づくりを進める必要がある。

### (1)生物の生息生育環境と調和した海岸づくり

生物の生息生育環境と調和した海岸づくりは、従来に比べてより高度で未確立な技術の範囲に入る。このため、個々の事業毎に、計画や設計段階で、十分な検討を行い、海岸環境の保全と整備を進める。

また、近年、地域住民やNPO等による自然環境の保全やよりよりまちづくり

等を目指した調査活動、交流活動等のボランティア活動が盛んになり、社会での認知も高まってきており、海岸管理等、人材やネットワークを必要とする対策等において、これらの人々の積極的な参画が図られるよう、支援していくことが必要である。

### (2)地域が主体となった海岸における活動への支援

海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やNPO等の協力を得た先導的な取組が種々行われており、一層これを推進するほか、参加しやすい仕組みづくりを支援する。また、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境が悪化しないよう、モラルの向上を図るための啓発活動を支援する。こうした地域住民との連携を緊密にしていくため、海岸を身近な環境空間として認識し、大切にする意識の普及を図るとともに、環境教育及び地域住民やNPO等の活動が推進されるよう配慮する。

### (3)海岸における地域の固有の文化の形成

海岸は、漁業活動や地域の伝統行事の場となっている等、海岸の有する自然や風土が地域の個性や文化を育んでいる。また、観光資源や健康増進の場となる等、まちづくりや地域づくりにおいても重要な空間である。この海岸の機能が施設と調和して、海岸の整備が地域の個性や文化の形成に資するものであることを基本に据える必要がある。

海岸における地域の固有の文化は、地域住民やN PO等の活動により、伝承されるものであることから、必要に応じ、その活動の基盤づくりの支援に努める。また、伝統的な活動空間の確保、外観のデザインや素材の選択等、従来の施設整備に不足していた地域環境の重要な要素となるための施設整備のあり方も検討している。

### <u>(4)地域特性に応じた海岸利用のルールづくり</u>

海岸の適正な利用を促進していくためには、安全な利用に配慮した海岸保全施設の整備に努めるとともに、地域住民やNPO等の活動との連携の下、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりや安全で適正な利用に必要な情報の提供、ライフセービング等海岸周辺における活動を通じた生きる力を養き教

育 <sup>1</sup>を推進、支援していくことが重要である。特に、海岸の保全のために実施が必要である不適切な行為の制限等については、利用者にわかりやすく表示するよう配慮する。

### (5)地域住民やNPO等の活動との連携を支援する仕組み等の充実

計画段階からの地域住民の参画等、行政と地域住民やN PO等の活動とが連携した海岸保全は、全国の種々の海岸で試みられており、今後、全国のモデルとなるような連携の試みを支援するとともに、各地域の創意工夫による地域毎の独自の取組の状況をフォローアップ<sup>2</sup>しながら、連携内容、連携を支える仕組み等を充実させている。

### 4.3 調査研究及び情報提供の推進

### (1)各種調査研究の充実

質の高い安全な海岸の実現に向け、効率的な海岸管理を推進するため、海岸に関する基礎的な情報に関する収集・整理を行いつつ、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等効果的な防災対策に関する調査研究、広域的な海岸の侵食に関する調査研究、自然海岸の減少や自然生態系への負荷の増大に対処するための自然環境に配慮した保全・管理に関する調査研究、新工法や事業評価手法等種々の課題に関する研究開発等を推進している。

特に、海岸に関する調査研究は、ハード面の技術を中心に進められてきているが、今後は、これらの一層の充実とともに、土地利用の調整や保険制度等を含めたソフト面についても、総合的な対策の調査研究、技術開発を進める。また、引き続き、多種多様な海岸環境及び越波や海岸侵食が周辺の生物環境に与えている影響を的確に評価する手法の確立に向けて調査研究を進め、必要に応じて、アウトカム指標の改良等に反映している。

さらに、民間活力の活用が可能な分野については、民間との共同・連携事業を推進し、PFI等の方策実現の可能性を含め、検討を進める。

<sup>1</sup> 自然の中で実施される水辺活動ではある程度の危険が常に内在するが、単に 「水」から遠ざける 安全ではなく、むしろ 「水」と親しみ、危険を回避する知恵を養うことによって、「生命の尊重」に対 する理解を深めてもらう教育のことを表現したものである。

<sup>2</sup> ある物事を徹底するために、その物事の展開を継続的に調査すること。

<sup>3</sup> Private Finance Initiativeの略。公的部門がこれまで提供してきた社会資本の整備等を民間資本に委ねること。

### (2)海岸に関する情報収集、提供、活用の推進

海岸に関する情報については、長大な延長を有する我が国の海岸線で、海岸管理者等が国土保全を目的に海岸保全施設を効率的に整備していくために必要であるほか、防護の観点から、国民の生命財産の安全に直接影響するものであることから、行政の基本的責務として、国民に海岸保全施設の安全水準(性能)を開示していく。併せて、海岸事業の重要性について正確な理解が得られるようまた、災害時の適切な避難が可能となるよう、津波、高潮による浸水想定区域等を記載したハザードマップ等を地方公共団体が作成する際に必要となる基礎情報の提供とそのための技術力の向上を進める。

また、自然と共生する海岸環境の保全と整備を支援するため、未だ蓄積が不十分な海岸環境に関する情報の収集・整理と分析を行い、その結果の公開を通じて関係者間の認識の共有に努める。

さらに、適正で安全な海岸利用を促進するため、海岸を身近に感じることができる海岸づくりを推進するとともに、海象・気象等の情報や海岸で行われるイベント活動の開催情報等の提供に努める。

こうした海岸に関する各種情報については、地域住民やN PO等の活動から得られたものも含め、広聴等により的確に収集・整理し、公開・活用するための仕組みづくりの検討や双方向のネットワークの構築支援を進めている

### (3)新たな問題に対応する調査研究の推進

現在、地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害等の影響が生ずる恐れがあることから、潮位、波浪等について監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を進める。

また、民間を含めた幅広い分野と情報の共有を図りつつ、互いの技術の連携を推進するとともに、国際的な技術交流等を図り、広くそれらの成果の活用と普及に努める。

### 4.4 その他

個別事業の実施にあたっては、客観的な指標により、事業評価 (新規事業採択時評価、再評価、事後評価 )を行い、透明性を確保するとともに、政策課題に対応した事業を重点的に実施し、投資効果の向上と早期発現を図る。

昭和30年代から本格的に整備されてきた海岸保全施設は、建設後50年を

迎える施設が次第に増加し、これらの施設の老朽化等が進んでいるため、施設が十分な機能を発揮するよう適切な維持管理が必要である。また、耐震性の強化対策や水門・陸閘の自動化・高度化等、既存施設の強化も重要である。

このような既存施設の適切な維持管理・強化が必要な一方で、新たな施設整備に関しても、将来の維持管理を見込んだ対策を当初から盛り込む等、ライフサイクルを通じたコストの最小化を図るため、海岸保全施設の老朽化の程度を系統的に評価する方法を検討し、より一層効率的な海岸保全施設の新設・維持管理・更新を実施している。

また、引き続き、地域の要請や社会の動向等を的確に把握しつつ、計画手法や基準の見直し等による工事コストの低減、整備効果の早期発現による時間的コストの低減等による総合的な視点から海岸保全施設のコストの低減等に努めるとともに、本章に掲げる事項に留意しながら政策目標の実現に向けた取組を推進することにより、より大きな効果の発現を図り、費用対効果の向上を進める。